

## 批評・紹介

### 春秋公羊傳の研究

日原利國著

昭和五十一年三月 東京 創文社 東洋  
學叢書 A5判 三一四頁 索引十五頁

著者は漢代思想史の専門家である。本著は、『鹽鐵論』の思想的  
研究』『王符の法思想』『荀悅の規範意識について』など法思想の研  
究から出發し、『春秋公羊學の漢代的展開』『漢代の刑罰における主  
觀主義』『白虎通義研究緒論』『白虎觀論議の思想史的位置づけ』な  
ど、漢代公羊學の研究を経て、春秋公羊傳そのものに遡って得た成  
果をまとめたもので、著者の大阪大學に提出した博士論文である。  
以上、著者の研究歴を見るならば、著者が春秋公羊傳に辿りつくの  
は必然のコースであり、その意味で本著は成るべくして成った書だ  
と言っても過言ではあるまい。なぜなら、著者の關心は一貫して政  
治思想にあり、それは漢代にあつては經書解釋を通じて表明され、  
そして漢代經學の中心は春秋公羊學に他ならなかったからである。  
かてて加えて、著者は京都支那學の傳統を受けつぎ經學的素養豊か  
な人であるから、著者と公羊傳の出會いは、雙方にとり極めて幸運  
だったと言えよう。あとがきには、著者のひそかな自信をうかがう  
ことができる。

さてまず初めに、本著の目次によって全體の構成を示し、各章の  
内容をかいつまんで紹介することにした。

#### 一 春秋學の成立

#### 二 公羊傳の成立と傳文の特異性

#### 三 俠氣と復讐

#### 四 復讐の是認——所引の説話をめぐって——

#### 五 心意の偏重——行爲の評価について——

#### 六 人倫道德

#### 七 君臣の義

#### 八 親親の道

#### 九 親親と君臣の交叉

#### 十 經と權——原則と例外——

#### 十一 大夫の地位

#### 十二 遂事の是非

#### 十三 經と權

#### 十四 特異な夷狄論

#### 十五 華夷の相互轉位

#### 十六 夷狄の設定

#### 十七 受容の拒否

#### 十八 熾烈な攘夷

#### 十九 夷狄存在の意義

#### 二十 文と實——理念と現實——

#### 二十一 王道の強調

## 二 覇者の肯定

第一章では、孔子の著作で微言大義が寓されているとの、漢初に定説化した春秋觀の成立過程を先秦の諸文獻に探り、春秋を經書とし微言大義の存在を肯定した、最古の信憑すべき文獻として荀子をあげる。そして、孔子著作説は韓非子で初めて明確に述べられたとし、孔子と春秋の關わりが、荀子から韓非子の間に定着したことを明らかにする。その上で春秋に微言大義の存在を認め、且つ孔子著作説を最初に説いたのは孟子だとする従來の定説に反論し、滕文公下の「孔子懼作春秋」の「作」は「作興<sup>サキトス</sup>」と訓じて「講説した」と取るべきであり、従つて孔子により微言大義が寓されたなど説いていないのだとする。いずれにせよ孔子は春秋と無關係であり、孟子以下のフィクションに他ならないと言う。また、周代の史官の記録に對する使命感、及びそれを支える強烈な規範意識と記録の意味や價值に對する十分な認識が、史實から理念を讀み取る春秋學的思想を成立させているとし、それが無記中性的であればある程、主觀的解釋が自由になり、戰國末という變動期において諸多の主張をもちこむに恰好の條件を備えていたことを指摘する。また、公羊の傳義が長期にわたり累層的に形成されてきたこと、齊の方言の使用が多いこと、傳文に字句の訓詁學的解釋が多いことなどを指摘し、詩・書に比べ春秋が經書として認められたのが遅いこと、また經師による口授という特殊な傳承形式に、それが由ると推測している。

第二章では、公羊傳の底に流れる情念に眼をすえる。著者は、公羊傳のロジカルな乾いた問答體の文體を突破り物語性的豊かな箇處に、時として溢れ出る好勇任俠の氣に注目し、俠の觀念が勇・信義の三つの徳目を内容とすることを指摘し、そこに史記游俠列傳の

任俠の論理と行動の原型を見出し、司馬遷の公羊傳に對する感性的シンパシーを讀み取るのである。また春秋・戰國から漢代にかけて、任俠と並んで社會の絶贊を博した復讐をあげ、公羊傳の復讐論のユニークな點を、君主である父が他國の君主に殺された場合、父が君主に誅された場合、以上二つのケースに見出す。前者について、公羊傳は百世と雖も復讐を是認することをあげ、こうした強烈な復讐論の根底には體面への異常なまでの執着があるとし、また長時間を経ても許されるのは、家族主義の傳統によるとする。後者については伍子胥を例にとり、「父、誅を受けざれば、子、復讐すること可なり」の傳文を、適法的な誅殺でも、それが道義にもとるときは復讐を是認するものと解釋し、孟子の放伐思想との共通性を指摘する。そして最後に、任俠の質美と復讐の強調という情念の尊重が、公羊傳の心情を重視する倫理思想と密接にかかわることを指摘して、次の章につなげている。

第三章では、公羊傳は、春秋が行爲者の意志の善惡により書法を異にする、道德的論斷の書だとする見解をとることを指摘する。それゆえ、春秋においては、意志の善惡がそのまま行爲の善惡であり、事の中斷や未發ないし不能により善き意志が埋没するのを恐れるがゆえに、文章において善き意志を達成または完遂せしめ、以てその價值性を明證しようとし、他方惡しき意志についても、未然の前に貶絶して豫防すべきを警戒したり、また文章において筆誅を加えてその反價值性を明證しようとするのだと言う。そしてとりわけ君親の弑殺に際しての、「將<sup>まさ</sup>すれば必ず誅す」の原則こそ、行爲事實を超えて内部心意のみを重視する、公羊傳の論斷の究極だとし、漢代にこれが一面的に擴大されて支配權力に對立する勢力の彈

歴に絶妙な効果をあげたことを指摘する。著者は、公羊傳の心意偏重の道徳的論斷には、戰國末の時代の影が落されており、善き意志が無力な現實だからこそ、理念（春秋の文章）においてその顯彰を執拗なまでに試みることになったのだからかと推測する。と同時に心意の重視を徹底化したのは、公羊傳の作者が權力の座から隔絶した位置にあり、アウトサイダーとして政治と體制を批判していたからだとし、その點で前漢の最盛期に形成された穀梁傳の責任倫理とは異なると言う。

第四章では、君臣關係を絶対視する左傳に對し、公羊傳は同じく臣の君に對する獻身を要求するにしても、君命の妥當性を問ひ、臣の主體的な判斷を重視するとし、それが時として孕む「道に從つて君に從わず」の危険性に對し、公羊傳はもう一方に「公の意を遂ぐ」の書法を用意し、君命の放棄を防ぐことを明らかにする。以上君臣の義の重視と並び、公羊傳は「子の親に事うる能わざる」を非難し、父親の弑殺を憎むとともに、父子の相殺、兄弟の相克を嫌い、また父母と娘の關係においては自然な愛情の發露を肯定するなど、親親の道をも重視することを指摘する。ところで君臣の義と親親の道とが並存不可能な時、公羊傳は兩者の緊張關係においていかなる解決の道を志向したかについて、著者は筆を進める。そして、孔子・孟子の段階では、家族道徳を一方的に優先させ、兩者の軋轢を解消しようするような高次の原理に關心を示さなかったとし、孔孟の時代から進んだ公羊傳の作者の段階では、アウトサイダーの批判から脱して、來たるべき統一國家にそなえて「一王の法」を準備する使命感をもっていたがゆえに、兩者の調和・解決に迫られていたとする。著者は公羊傳の解決の方法を、魯の莊公死後の公子牙・公子慶

父に對する季子の態度、及び衛の蒯聵・輒父子の公位繼承争ひの二つの例に探ろうとする。前者の場合、「未然の前」と「既にして及ぶべからず」との、行爲の段階に即して違ひがあるとし、既に弑殺を完了した公子慶父については、不問に付す、ないしは國外に亡命させるといふやり方で、「親親の道」を全うし、まさにせんとして防止可能な公子牙については、肉親の兄であろうと「君臣の義」が優先させられると言う。だが公子牙の問罪に際しては、司直の手に引渡して罪を公けにするやり方を避け、病死を装って自殺させることにより、「親親の道」をも貫いたことを明らかにする。後者の場合、公羊傳は「王父の命を以て父の命を辭す」「王事を以て家事を辭す」の二つの理由をあげて、衛輒が父蒯聵を拒むことを是認する。著者はこの二つの理由を、ともに「尊尊」||「君臣の義」を示すとし、公羊傳が一方では「親親の道」を強調しつつも、他方には秩序への強い志向をもつことの反映だとする。勿論、そこには君位を不可侵とするよりは、「社稷より軽い君主」のために國家の秩序と安定を亂されたくないとの判斷がはたらいていると見るわけだが、「王事」のため「父子の道」を犠牲にするこの箇所が、左傳學派をはじめ公羊傳の注釋者何休までもから、批判や不満が寄せられてきたことを指摘する。とまれ著者は、衛輒の例を通じて、公羊傳に内在する秩序への強烈な志向を確認できたといえる。

第五章では、公羊傳の世卿否認をあげて、それが崇賢主義と表裏をなすと言う。だが世祿の大夫が實權を握り公室が有名無實と化した現實の中で、「一統を大ぶ」春秋が、大夫の權限をいかに規定しその主體的判斷をどこまで許すか、公羊傳の主張とそれを支える論理とに注目しつつ、著者は検討を進める。「大夫に遂事なし」とし

てその獨斷專行に反對する公羊傳は、禮への讓歩ないしは協調の場合、國家の利害にかかわる場合の、二つの例外を認めると言う。前者は、「大夫、君命を以て出づれば、進退は大夫に在り」の論法を使うが、これは、「禮」と「君命」の二者擇一的義務の衝突を避け、兩者の間に留保または緩衝を設ける適宜の論理だとする。後者は、「出竟以て社稷を安んじ國家を利すべき者あらば、これを専らにして可なり」の論法を用いるが、これはおのずから「君主」と「國家」の關係について決斷を迫ることになるとし、君主個人の利害と國家の利害が背反するという不幸な極限状況で、いずれを優先させるべきかについて、公羊傳の論理を探る。著者は桓公十一年の「祭仲の權」をあげ、公羊傳が君主の廢立を容認するため、「經に反して然る後に善ある者」|| 「權」の論理を用意していることを指摘する。經が固定した規範や法則だとすると、權は經には外れていても、善とか道とか呼ばれる質的正義には合致した、時・處の多樣性に即した具體的妥當性、即ち衡平の原理だとする。勿論、その行使の状況・精神は嚴格に規制され、國家の存亡の大事の際に限られていると言う。だが權の承認は、一方では弑君を非難しながら、國家の安危にかかわるときは、君主を逐いもし、見殺しにもし、弑殺までも許すことを認めたのに他ならず、僖公十一年、文公十八年の公羊傳はその極例だと言う。この點で、著者は孟子より一段とラジカルだとし、權の論理が、現實を大膽に承認し、ひいては眼前の大變革をも承認していくための、一つの突破口をきり開いたことを指摘する。

第六章では、公羊傳は華夷の區別を根源的な血液の違いとせず、道義の有無、習俗や制度の違いとする、文化の差違とする見方をと

り、夷狄が華夏に漸進すると同時に、華夏が夷狄に貶降される、兩者の相互轉位の圖式を提出していると言う。次に著者は、公羊傳が夷狄とする魯の近隣の邾婁や牟、宋・杞・曹の三國にはさまれた葛が果して中國と文化的に差違があったかを疑問とし、邾婁を例にとり検討した結果、それが公羊傳による作爲の濃厚なことを明らかにする。そこから華夏と夷狄の相互轉位の圖式を再検討し、あくまでそれはタテマエで、ホッネは夷狄の段階的進化的原則を齟齬に使用し、夷狄の華夏への轉入を執拗に拒否することを指摘する。そして夷狄の場合に限り、戰爭を憎む公羊傳が先制攻撃を是認して、夷狄への敵意をむき出しにすることを指摘する。以上の夷狄への拒否的態度を通じ、著者は公羊傳における夷狄存在の意義を追究して、それが自滅の危機にある華夏のより一層の下落をくい止める規制力とせよ必要であったと言う。漢代公羊學で活躍する災異説はまだ出現せず、また人格神としての天の觀念は稀薄化した公羊傳の段階では、夷狄への轉落の屈辱感をあおることにより、華夏の自覺を喚起しようとしたのであり、夷狄の存在は華夏の秩序回復の促進劑として意義をもつと言う。夷狄はいわば「神」の代用品として不可欠だったと見るのである。

第七章では、天下の一統を理想とする公羊傳は、周王室に對する尊崇を説くとともにその衰微を嘆くが、もはやその復興を期待せず、道德の體現者たるべき周王室への批判に託して、あるべき明天子像を提示しようとしていると言う。そしてあくまで王道を強調する一方で、公羊傳は、孟子の王道を力説し覇者を攻撃する王霸峻別と、荀子及び漢代の、王霸を等質視して程度の差とみる考え方との、中間にあつて媒介項をなすべき覇者觀を提出したとする。著者

によれば、公羊傳は一方では晉文公に託して覇者のマイナス面を抽出し、諸侯に反面教師として提示すると同時に、他方では齊桓公に託して覇者容認を示すという。齊桓公が「繼絶存亡の功」と「攘夷の功」とにより、華夏文化の保持を自らに課したことを稱揚し、力の優越を覇者の必須條件とすると同時に、力の行使における厳しい倫理性の裏付けを求め、王者に次ぐ價値的存在として覇者を上昇させることになったと言う。以上、王道の強調と、現實に王者の代行者として力をもつ覇者の是認との、兩者を並存させる論理として、公羊傳は「實興して、文興さず」を用意していたと言う。そして、この文（理念）と實（現實）は對等であるだけでなく、むしろ比重はより多く「實興す」にかかり、「上に天子無く、下に方伯無き」アナーキー状況の中で、覇者の「專討」に道を開くものだとする。理念の世界に王道を高く掲げつつ、現實の世界では王者に次ぐ價値的存在として覇者を認める、公羊傳のこの〈文・實〉の二元論こそ、統一國家を視野に入れての公羊傳の新たな王者の待望であり、變革の志向の表明だったと言う。

以上が拙い要約である。まず初めに本書全體について感想を述べよう。

本書の壓巻とも言うべきは、壯麗な體系をもつ公羊傳の世界像を、六つの角度から光をあてて餘すところなく浮び上がらせるに成功したと同時に、それを通じ公羊傳の内部にひそむ二重構造性を抉り出した、その構成の見事さにある。經に對する權、〈文・實〉の二元論の指摘は、一面では純度の高い儒教理念を高唱しつつも、他面では統一への胎動を敏感に感じとり、新たな事態に柔軟に對應できる道をさり開いた、公羊傳の思想的意義を自らに語らしめたも

のとして、心にくいばかりである。公羊傳のこうした思想の振幅の大きさこそ、漢代經學の花形としての活躍を保證するものであり、穀梁傳・左氏傳との争いに最後の勝利を全うできた祕密だったといえよう。

それゆえに、公羊傳の作者を、第三章の如く權力の座から隔絶したアウトサイダーとするよりも、第四章の記述の如く、統一國家のため支配の原理を提供せんとする積極的な意欲をもった人々と取るべきだろう。

また、孟子との對比ばかりでなく、第一章の荀子のクロース・アップからすれば、荀子の思想との比較對照をもっと積極的に行ってよいのではなかったろうか。孟子と荀子、雙方からの距離の測定により、公羊傳の世界の特質がより明確に把握られると思う。

欲を言えば、最後に總括的な一章を設け、著者がこれまで手がけてきた漢代公羊學への展望を示してもらいたかったと思う。その中で、六つの角度を設定した意味も開示されることになったであろう。著者は公羊傳を、自己完結體としてではなく、矛盾を孕んだ運動體として、漢代公羊學への創造的發展の出発点とする視點を、もっと積極的のうちに出してもよかったのではなからうか。その意味で、公羊傳の内部矛盾、論理的破綻をつき放して見ることも、必要だったのであるまいか。

ともすれば思想史學は、我々近代人の心情・論理を對象に投影させて、その歴史的背景を閉却するという陥穽にはまり易い。それを避けるには、對象の表層の論理的連關を把握することに終らず、そうした世界像を成り立たしめている現實にまで下りてゆき、時代の子女である思想家が、その時代の現實をいかに把握、いかなる課題意識

につき動かされて自らのレンズに像を結んだか、そこを凝視しようとする姿勢が不可欠だろう。そして、もはやその時、思想史學は名譽ある孤立を脱し、他の鄰接諸科學の成果と方法を意欲的に學び、取入れる必要に迫られるだろう。とりわけ中國の古代思想史研究者は、そうした交流に臆病であつてはならぬと思う。思想史を蒸溜された字面のみ對象とすることから解放し、説明のテクニクに墮する危険性から守ることが重要だと思ふ。著者が公羊傳の内に指摘する新しい思想的胎動も、こうした視點から、今一步突込んでほしかったと思ふ。

次に各章について、氣づいたことを述べよう。

第一章については、春秋觀の成立過程に關する文獻學的研究は、もはや限界に來ていると言ふべきだろう。むしろ思想自身の分析から、その成立時期に迫るべきではなかつたらうか。本著の終りで、あらためて第一章を見直してほしかったと思ふ。孟子についての定説批判には、滕文公下の「孔子成春秋」の「成」が「作」と同じく「講説した」と取ることが、訓詁學的に可能か否かの吟味を缺くこと、及び本著十一頁の著者の疑問點(1)(2)に十分納得いかなかつたことを述べておきたい。著者の經學的な道統意識を打破しようとする意欲は貴重に思ふ。だが、古典の讀み直しは、新たな事實の發見、思想史の書きかえに連なつてこそ意味があらう。この場合、結局、春秋學的思惟の起點が孟子にありとする説自體は搖がなかつたわけだから、こうした作業をする必然性がどこにあったのか、釋然としないものが残らざるをえない。

第二章については、社會の變化と政治的統制力の弛緩の中で、個性豊かな人々、が歴史の舞臺に登場してきたさまがうかがえる。史記

との關連など、示唆に富む指摘である。復讐もあくまで人間自身の力で裁くことの是認とも見られよう。古代における人間の發見、個の解放と言へるかもしれない。新しい人間關係の端緒として、増淵龍夫氏などの研究の成果と關連させて見れば、また面白い政體があるかも知れない。

第三章については、「君親には將<sup>マコト</sup>するなし、將すれば誅す」の例の解釋に、若干の疑義がある。一つは、莊公三十二年の公子牙の誅殺の場合である。著者はこれを「内的意志が動いただけの」とことと見るが、傳文には「俄にして牙の弑械成る」とあり、公羊傳はそれを受けて「公子牙、今將するのみ」としたのであり、當世流に言えば兇器準備集合罪と言ふべきか、豫備行爲と見るべきだろう。他の一つは、昭公元年の公子招の弑絶の場合である。昭公八年に公子招が陳の世子偃師を殺害したことを、公羊傳は「將にこれより君を弑せんとす」、つまり、陳の哀公の弑殺に必然的に到達する豫備行爲と認定したのだと思ふ。以上から見て、仁井田陞氏の「將而必誅」とは豫備・陰謀を罰することで、それは著手以前とはいへ、それ自體すでに行爲であり、その著手以前の行爲にしてすでに必誅をまぬかれないとするのが「將而必誅」の意味である」との、著者に對する批判にむしろ加擔したいと思ふ。公羊傳が確かに心意を偏重するにしても、「行爲事實を超えて内部心意のみ」とするのは、やはり抵抗を感ずる。その道德的論斷は道德主義的論斷でなく、行爲事實を踏まえつつも行爲者の心意にわけ入り、その行爲のもつ意味を周到に明らめようとの配慮を示すものではあるまいか。著者はやはり「原心定罪」といった漢代公羊學の論斷を、公羊傳に投影させているくらいがあるのではないだろうか。

第四章については、君臣の義、親親の道の二つを柱とする人倫道德は中國歴代の思想家の最大の關心事であったと言つてもよいが、公羊傳についてそれを餘すところなく描き出したのは、著者ならではの功績といえよう。ところで一つだけ納得できない箇所がある。記して教えをこいいたいと思う。それは哀公三年の衛輒に關してである。衛輒が父蒯聩を拒んだ理由は、「王父の命を以て父の命を辭す」「王事を以て家事を辭す」の二つであつた。著者は前者を、「何休も『本を重んじて統を尊ぶの義なり』と注している通り、『尊尊』の義と見られる」とし、後者と同じく君臣の義の重視と解している。公羊傳は後者の下に、「是れ上の下に行なわるるなり」と續けるところから見て、それが君臣の義を述べたとすることに異論はない。そして前者の下に、公羊傳は「是れ父の子に行なわるるなり」と續けるのであり、親親の道を述べたと解する方が自然ではあるまいか。「王父の命を以て父の命を辭す」とは、王父の方が父より家族内の序列では上位にあることを根據として、父の命令に逆らうことを正當化したものと見るべきではなからうか。つまり、父—子の關係を、父（祖父）—子（父）—孫（子）の關係に擴大させそれにより衛輒が親親の道にかなうと言いたいのではなからうか。衛輒の場合に限り、公羊傳が君臣の義を一方的に強調し、親親の道をねじ伏せたと取るのは、いささか無理な感がある。公羊傳としては、あくまで兩者を成り立たしめる論理の構築に腐心しているのである。この場合も、父よりも父の父である王父を發見することにより、兩者の深刻な二律背反を避けることができたと思はれないだろうか。

第五章については、第四章とも關連するが、國君あつての國家で

はなく、國家あつての國君という、國家の秩序と安定を決定的に重視する新しい國家觀の指摘に注目すべきだと思ふ。そしてそれは當然國家の支配原理そのものの變更として表われ、「國を稱して以て君を弑するは、衆、君を弑するの辭なり」（文公十八年公羊傳）と百姓の生活の安定を重視し、君主の存在理由が問われることになっている。君主、人民、領土の國家構成要件のうち、公羊傳においては君主の比重が相對的に低下したと見られよう。中江丑吉は領土の重視について、「部族組織を支配している屬人主義が完全に打破され」たことの表明と言う（『公羊傳及公羊學に就いて』中國古代政治思想所收）。著者は人民の重視の方を取り上げ、孟子の放伐思想と關連づけるわけである。第七章の霸者觀をも考え合わせ、公羊傳の理想の國家像を探る上で、著者により堅固な足場がすえられたと言えらう。

第六章については、夷狄を華夏の秩序回復のため、<sup>神</sup>の代用品として設定されたとする著者の論理の展開は、餘りに魅惑的すぎて抗しきれないものがある。その正否を判定するには力不足なのが残念だが、しかし餘りに近代的な解釋すぎて、そのまま信じこむにはいささかのためらいがある。目下のところは、公羊傳の夷狄論が夷狄自身の實力の伸長を背景に成立していること、及び、華夏が軍事的に劣勢な時は文化的優越にすぎり敗北感を慰める心理的バランス回復裝置として作用し、ひとたび優勢に轉ずるや、華夏の缺如態として夷狄の包攝を正當化する機能を果すこと、それゆえ、夷狄の侵略に對する隱忍自重の心の支えであると同時に、中華膨脹主義の論據でもあるのではないかという、素朴な意見の段階に低迷しているところである。

以上、誤解、淺學により、著者の眞意を十分理解しきれなかったのではないかと惧れている。その點御海容を願うとともに、御叱正をこう次第である。ともあれ戦後初めて、本格的な公羊傳の思想的史的研究であり、その意味で著者の苦勞を思うとともに、後進の一人としてその公刊を心から喜ぶものである。この金字塔とも言うべき卓れた著作を足場に、公羊傳の研究が、ひいては中國古代思想の解明が一層前進することを、著者とともに願ってやまない。ただ最後に一言だけ言わせてほしいことがある。それは中國哲學・思想の研究者の著作・論文に通用のことだが、注は主として史料面での補充にあてられ、從來の研究史についての言及が餘りに少ないことである。研究が先學の業績の上に積重ねられ進歩していくものである以上、自らの研究を時として陥りやすい獨善性から救い、また専門外の人々との交流の窓口を開くためにも、そうした點の配慮が必要なのではないかと思う。意見の分かれるところと思うが、自らの見解を述べさせてもらった次第である。

(後藤 延子)

## 均田制の研究

——中國古代國家の土地政策と土地所有制——

堀 敏 一 著

一九七五年九月 東京 岩波書店 A 5 判 四八五頁

### 一

本書は、第一篇 均田制の成立過程、第二篇 均田制の展開、第三篇 中國古代の身分制と土地所有制の三篇八章から成る。要するに、漢代の限田制・王田制から西晉の占田・課田制をへて、均田制の成立・崩壊へと展開する、中國「古代」の土地政策、及びそれと不可分の關係にある身分制度・土地所有制を主題にしたものが、本書である。

六〇年代前半にあいつぎ公刊された、西嶋定生・増淵龍夫・木村正雄氏等の論者が、五〇年代の古代史研究のそれぞれの歸結を意味するとすれば、本書は、六〇年代から七〇年代初頭にいたるその後の研究の總括を成すものと言える。巻末に附された大なる「参考文献目録」やその行論において紹介・批判されている先行諸學說の豊富さが、それを最もよく象徴している。この時期を扱った專著としても、本書が現在望みうる最高の水準を行くもの一つであることは、この一點からも窺い得る。

本書の成果は、ごく大まかに言つて二つあると言える。第一は、